

実務対応プロジェクト **仮想通貨に係る会計上の取扱い**項目 **会計上の論点の分析（仮想通貨交換業者の損益計算書上の表示）****I. 本資料の目的**

1. 本資料は、仮想通貨に関する会計上の論点のうち「仮想通貨交換業者の損益計算書上の表示」に関する論点として、仮想通貨の取引に係る売買損益の表示に関する検討を行うことを目的とする。

II. 論点の分析**（仮想通貨の取引に係る売買損益の表示に関する検討）****活発な市場が存在する仮想通貨**

2. 仮想通貨交換業者が行う活発な市場が存在する仮想通貨の売買取引は、通常、同一銘柄に対する購入及び売却の反復的・短期的に行われ、購入価格と売却価格の差益を獲得するために行われているものと考えられる。

この特徴を踏まえると、仮想通貨交換業者が行う仮想通貨の取引に係る売買損益は、売買目的有価証券及びトレーディング目的で保有する棚卸資産の取引に係る売買損益に類似していると考えられる。

3. ここで、売買目的有価証券及びトレーディング目的で保有する棚卸資産の取引に係る損益の表示については、それぞれ以下のとおり会計上の取扱いが規定されている。

(1) 売買目的有価証券

「売買目的有価証券の売買損益は、有価証券の売買を主たる事業としている場合には営業損益の構成項目とし、それ以外の場合には営業外損益の構成項目として、いずれの場合にも純額で表示することが適切と考えられます」（日本公認会計士協会「金融商品会計に関する Q&A」Q68）。

(2) トレーディング目的で保有する棚卸資産

「トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る損益は、原則として、純額で売上高に表示する」（「棚卸資産の評価に関する会計基準」第19項）。

4. 以上を踏まえると、仮想通貨交換業者が行う活発な市場が存在する仮想通貨の売買取引の実態を忠実に表現するためには、売買取引に伴って得られる差益を財務諸表に反映させることが適切であると考えられる。

活発な市場が存在しない仮想通貨

5. 活発な市場が存在しない仮想通貨については、反復的・短期的な売買取引の対象とはならないことが想定され、活発な市場が存在する仮想通貨とは異なる性質を有するものと考えられる。

しかしながら、仮想通貨交換業者は、活発な市場が存在するか否かにかかわらず、事業として仮想通貨の売買取引に伴って得られる差益を獲得するために取引を行っていると考えられ、活発な市場が存在しない仮想通貨についても、活発な市場が存在する仮想通貨と同様に、売却収入から売却原価を控除して算定した純額を表示することが適切と考えられる。

ディスカッション・ポイント

仮想通貨交換業者の損益計算書の表示に関する以下の事務局案について、ご意見をお伺いしたい。

- ▶ 仮想通貨交換業者は、仮想通貨の売却取引を行う場合、当該仮想通貨の売却取引に係る売却収入及び売却原価はそれぞれ計上せずに、売却収入から売却原価を控除して算定した純額で表示すること

以 上